

## 軽自動車税(種別割)の税率表

区分		税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー等(50cc以下)	3,700
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600
二輪の軽自動車(250cc超)		6,000
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000
	その他(フォークリフト等)	5,800
雪上車(総排気量が660cc以下のもの)		3,600

軽自動車 車種区分			税率(年額)		
			平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以後の登録車	登録後13年超(※) (経年重課)
四輪	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500
三輪			3,100	3,900	4,600

※賦課期日(毎年4月1日)現在に、新規登録された日から13年を超える車です。

中古車等を購入された場合も、その車が新車時に新規登録された日を基準日としています。

なお、平成27年4月以降に新規登録された三輪、四輪の軽自動車で排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両については、新規登録された翌年度分の軽自動車税(種別割)に限り税率が軽減されます。